

**指定認知症対応型通所介護  
指定介護予防認知症対応型通所介護**  
**医療法人 栄仁会 デイサービス でんでんむし 運営規程**

**(事業の目的)**

第1条 医療法人栄仁会が開設する指定認知症対応型通所介護事業及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(以下「事業所」という)が行う指定通所介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員その他の従業者(以下「職員」という)が、認知症により要介護状態にある利用者等に対しては、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とし、認知症により要支援状態にある利用者等に対しては、必要な日常生活の支援及び機能訓練を行い、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を図ることを目的とする。

**(運営方針)**

第2条

- 1 利用者またはその家族に対し、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「通所介護」という)の提供方法等についてわかりやすく説明を行い、その提供にあたっては誠心誠意、懇切丁寧に行うことを旨とする。
- 2 常に利用者的心身の状態や生活の状況を的確に把握しつつ、日常生活の世話、支援及び機能訓練、生活相談等の援助やその他必要なサービスを、利用者またはその家族の希望も十分考慮しながら適切に提供できるよう努める。
- 3 事業者は、認知症の疾患・その症状、高齢者の介護など、知識や技術の経験豊かな介護職員を配置し、きめ細やかなサービスの提供に努める。
- 4 事業の実施にあたっては、関係する居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター・市・町・保健所・医療機関・介護保険施設・福祉施設等及び地域との緊密な連携を図り、相互協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 6 事業者は、提供する通所介護の質について自己評価を行い、サービスの質の向上に常に研鑽と努力を続ける。
- 7 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報を、正当な理由なくこれを他に洩らさない。そのための職員教育を行うと共に、当事業所の職員でなくなった者についても、これらの秘密保持を継続させるべくその旨を雇用契約の中に盛り込む。
- 8 事業者は、利用者またはその家族から苦情の申立てがあった場合、その誠意をもってこれにあたり、できる限り迅速に対処すると共に、その事実を対処内容を公表する。

**(事業所の名称及び所在地)**

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人 栄仁会 デイサービス でんでんむし
- 2 所在地 京田辺市河原受田46番1

(営業日及び営業時間)

第4条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から土曜日まで週6日営業。日曜日・年末年始は休業。

2 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。

3 サービス提供時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。

(実施単位及び利用定員)

第5条

1 実施単位は1単位とする。

2 利用定員は1単位12名。

(職員の職種・員数・職務内容)

第6条 当事業所に勤務する職種・員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名 (常勤生活相談員介護職員兼務)

管理者は、従業者・業務全体の管理業務を行う。

2 生活相談員3名以上

生活相談員は、利用者及び家族の介護に関する相談や介護サービス計画の作成及びサービスの調整を行う。

3 介護職員 3名以上

介護職員は、利用者の日常生活の様々な援助及び支援を行なう。

4 機能訓練指導員 2名以上

機能訓練指導員は、利用者の心身の機能の減退を防止するための訓練を行う。

5 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康管理及び急変時の応急対処、医療機関との連絡調整を行う。

6 事務職員 1名 (常勤兼務)

事務職員は、運営管理・請求事務など運営に関する事務を行う。

(通所介護の内容)

第7条 提供する通所介護の内容は、次の通りとする。(認知症等の利用者の特性を配慮しつつ、日常の継続した健康管理・心身機能の維持または回復、社会孤立感の解消及び予防、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を目的とした援助を行う。)

1 身体の介護及び支援に関するサービス

- ①健康に関すること:バイタルチェック等による健康管理
- ②排泄に関すること:排泄の介助及び支援・保清援助など
- ③食事に関すること:摂食の介助及び支援など
- ④機能訓練に関すること:体操・日常生活動作回復訓練・レクレーション・口腔清掃の介助・学習療法及び支援など
- ⑤入浴に関すること:衣服着脱・身体の清拭・洗髪・洗身の介助及び支援など

2 送迎に関するサービス

- ①移動・移乗動作の介助及び支援
- ②送迎

- 3 相談・助言に関するサービス(利用者及びその家族に対するもの)
  - ①健康管理に関する相談への助言
  - ②認知症等の症状(及びそこから派生する事項)に関する相談への助言
  - ③その他必要な相談・助言

- 4 地域との連携に関するサービス
  - ①行事的活動・地域的な諸活動など

(利用料等)

第8条 介護保険適用の場合は厚生労働大臣の定める通所介護費に基づく料金の1割、2割または3割が利用者負担となる。

2 介護保険の適用がない場合や介護保険での給付の範囲を超えた額は、厚生労働大臣が定めた基準による全額が利用者負担となる。

3 ただし、次にあげるものについては、その実費を徴収する。

①昼食代:1食530円(ムース食580円)

※利用者の都合により休み、利用当日の8時30分までにご連絡頂けない場合昼食代を徴収する  
②おやつ代:1日100円(希望される方のみ)

③教養・娯楽に関する材料費等:1日50円(希望される方のみ)

④紙パンツ代:1枚170円・パット代:1枚50円

⑤連絡ノート代:1冊50円

⑥その他、レクリエーションにて生じるもの(参加された方のみ):戸外における施設等への入園料・喫茶ツアーア一等による飲食代など

4 以上にあげた費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名または記名捺印を受けることとする。

(事業の実施地域)

第9条 原則、京田辺市内とする。ただし、送迎サービスの範囲は天王・打田地区はその度検討し、可能なかぎりでの対応とする。

(サービス利用にあたっての留意点)

第10条 利用者は、機能訓練等の通所介護の提供を受けるときは、職員の指示に従い、安全の確保に努めなければならない。

(緊急時における対応)

第11条 職員は、サービスの提供を行っている時に利用者の病状の急変・その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡をとる等必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第12条 管理者は、消防計画等の防災計画に基づき、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全を期さなければならない。

2 前項の実施について、少なくとも年2回以上の避難訓練を実施することとする。

(虐待の防止)

第13条 (介護予防)認知症対応型通所介護は、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の未然防止、虐待等の早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応等に努める。

①虐待防止のための対策を検討する委員会の設置、定期的な開催とその内容を職員へ周知  
②虐待防止のための指針の整備

- ③虐待防止のための研修を定期的に実施(年1回以上)
- ④虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他、運営についての重要事項)

第14条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また適切なサービスが提供できるよう業務体制を整備する。

- ①採用時研修 : 採用後1ヶ月以内
- ②継続研修 : 年1回以上
- ③その他の研修 : 管理者が必要と認めた時に隨時行う

附則	この規程は、	平成 21 年 11 月 1 日から施行する。
		平成 21 年 12 月 1 日一部改訂施行
		平成 22 年 4 月 1 日一部改訂施行
		平成 23 年 4 月 1 日一部改訂施行
		平成 24 年 4 月 1 日一部改訂施行
		平成 25 年 4 月 1 日一部改訂施行
		平成 26 年 3 月 24 日一部改訂施行
		平成 26 年 4 月 1 日一部改訂施行
		平成 27 年 4 月 1 日一部改訂施行
		平成 27 年 7 月 1 日一部改訂施行
		平成 28 年 4 月 1 日一部改訂施行
		平成 28 年 11 月 1 日一部改訂施行
		平成 29 年 4 月 1 日一部改正施行
		平成 30 年 4 月 1 日一部改正施行
		平成 30 年 6 月 1 日一部改正施行
		平成 31 年 4 月 1 日一部改正施行
		令和 元 年 5 月 29 日一部改正施行
		令和 元 年 8 月 1 日一部改正施行
		令和 元 年 10 月 1 日一部改正施行
		令和 元 年 12 月 30 日一部改正施行
		令和 2 年 4 月 1 日一部改正施行
		令和 3 年 4 月 1 日一部改正施行
		令和 5 年 8 月 1 日一部改正施行
		令和 5 年 11 月 1 日一部改正施行
		令和 7 年 4 月 1 日一部改正施行